

平成 29 年岩手県医療機能調査実施要領（案）

（趣旨）

第 1 この要領は、岩手県内の病院、一般診療所（特定の者を対象とする医務室（自衛隊、企業、特別養護老人ホーム等に設置された医務室）及び保健所を除く。）、歯科診療所及び薬局並びに訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）における医療提供に関する機能の実態等を明らかにし、県内の保健医療に関する基礎資料を得るために実施する平成 29 年度岩手県医療機能調査（以下「調査」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（実施主体）

第 2 調査の実施主体は、岩手県とする。

（調査の対象）

第 3 調査の対象は、平成 29 年 4 月 1 日現在において、岩手県内に開設するすべての医療機関等とする。

（調査の基準日）

第 4 調査の基準日は、各設問に特に指定がない限り平成 29 年 6 月 1 日現在とする。

（調査内容）

第 5 調査の内容は、医療機関等の設備及び施設、診療科目、従事者、病床、患者数、提供可能な医療の内容、連携の状況等とする。

（調査方法等）

第 6 調査の方法は、医療機関等の管理者等が「いわて医療ネット」を通じてオンラインで回答する方式を原則とする。

ただし、オンラインで回答する環境を有しない医療機関等にあつては、郵送で調査票等の配布、回答を行うものとする。

（調査票の回答期限）

第 7 調査票の回答は、（調整中：平成 29 年 7 月 18 日）までに行うこととする。